

高槻市障がい福祉サービス 従事者養成研修費補助金



障がい福祉サービス利用者のニーズに合わせたサービス提供体制を確保するため、市内の障がい福祉サービス事業所における従事者の増加や、障がい児・者の支援に必要な知識や技術の習得のための研修に係る費用の一部を補助します。

※令和3年4月から申請方法及び申請様式が変更となりました。
詳細は裏面の「申請の流れ」をご覧ください。

対象となる研修と対象者

	研修の種類	課程等	補助基準額	対象者
①	喀痰吸引等研修	第1号研修	各50,000円	従業者に研修を受講させる市内の指定障がい福祉サービス事業所
		第2号研修		
		第3号研修	10,000円	
②	強度行動障がい支援者養成研修	基礎研修	各2,500円	
		実践研修		
③	同行援護従事者養成研修	一般課程	各10,000円	市内に在住している人*
		応用課程		
④	移動支援従事者養成研修	全身性障がい課程	各5,000円	市内の指定障がい福祉サービス事業所に勤務している人
		知的障がい課程		
		精神障がい課程		

※後日、補助金の効果を検証するためのアンケートにご協力ください。

受講費用・テキスト代を補助

対象となる研修の受講費用及びテキスト代が補助されます。
補助される額は各研修の補助基準額の範囲内で、対象費用の2分の1となります。
申請に必要な書類や助成の流れは裏面をご覧ください。

問合せ先 障がい福祉課(市役所本館1階⑬窓口) TEL 072-674-7164

申請の流れ

<令和3年4月からの変更点>

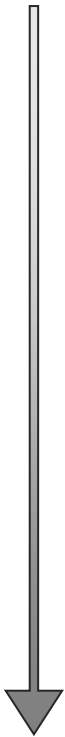
これまでは研修受講開始前に交付申請をする必要がありましたが、令和3年度からは研修修了後30日以内の交付申請となりました。

○研修受講



登録研修機関で研修を受講し、修了します

○交付申請



申請時期：研修修了後、30日以内

提出書類：①②③④共通

- 障がい福祉サービス従事者養成研修費補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）
- 研修費用の内訳が分かる資料
- 登録研修機関が発行する領収書等の支払を証明する書類
- 研修を修了したことがわかる資料（修了証明書等）の写し
- 要件確認申立書（様式第2号）

①②のみ

- 研修受講者との雇用契約書の写しまたは雇用を証明する書類
- 補助対象事業所の状況について（別紙1）

③④のみ

- 市内の指定障がい福祉サービス事業所との雇用契約書の写しまたは雇用を証明する書類
- 同意書（様式第3号）※市内の事業所に勤務していない場合

○交付決定



障がい福祉サービス従事者養成研修費補助金交付決定通知書が届きます

○交付請求

請求時期：決定通知書を受けた日から30日以内

提出書類：①②③④共通

- 障がい福祉サービス従事者養成研修費補助金交付請求書（様式第7号）